

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 17日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町規則第8号

佐用町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

佐用町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月 17日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第8号

佐用町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部  
を改正する規則

佐用町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年佐用町  
規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 運転員、調理員、施設管理員等の項上限の欄中「38」を「22」に改める。  
別表第2 教育支援センター支援員の項の次に次のように加える。

不登校児童生徒支援員（教育職員免 許状を有する者）	時間	1,680円
不登校児童生徒支援員（教育職員免 許状を有しない者）	時間	1,500円

別表第3中「309,000円」を「320,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。